

外国人介護人材受入施設環境整備事業費補助金実施要領

第1 趣旨

この要領は、外国人介護人材受入施設環境整備事業（以下「本事業」という。）の実施について、神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2 目的

この補助金は、神奈川県内の介護保険法（平成9年法律第123号）上の介護事業を行い、外国人介護人材を受入れる（予定を含む）介護施設等（以下「外国人介護人材受入施設等」という。）において、外国人介護人材とのコミュニケーション支援、介護福祉士の資格取得を目指す外国人介護人材への学習支援、メンタルヘルスケア等の生活支援を行うことにより、介護業務に従事する外国人介護人材が円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

第3 補助事業の内容等

1 補助事業の概要

外国人介護人材受入施設等が行うコミュニケーション支援、学習支援、生活支援に必要な取組にかかる経費の3分の2を補助する。

2 補助対象等について

(1) 対象事業

神奈川県内に所在する外国人介護人材受入施設等が行う、外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組、外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組、外国人介護職員の生活支援に必要な取組に係る事業

(2) 外国人介護職員

在留資格の種類にかかわらず対象とする。

(3) 対象経費

ア 外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組

- ・雇用予定の外国人材が母国を出国する前に雇用予定先の介護施設等とオンラインによる通話を行うために必要な経費
- ・介護業務マニュアル（介護の手順、介護用語の統一化等）の作成等に必要な経費
- ・介護業務マニュアルの翻訳に必要な経費
- ・多言語翻訳機の購入又はリースに必要な経費
- ・外国人介護職員の日本語学習の支援（日本語講師による教育等）に必要な経費
- ・外国人介護職員受入施設等の職員が異文化理解を図るための教育・研修を受講又は実施するために必要な経費
- ・コミュニケーションの促進に資するような研修の受講経費
（例：介護技能実習評価試験の評価者養成講習、介護職種 of 技能実習指導員講習等）
- ・その他外国人とのコミュニケーションの促進に必要と考える経費

イ 外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組

- ・外国人介護職員を対象に資格取得を目指すために必要な教材の購入、外部講習等への参加、日本語講師による教育に必要な経費
- ・その他外国人介護職員が介護福祉士の資格取得に必要なと考える経費

ウ 外国人介護職員の生活支援に必要な取組

- ・孤立防止やホームシック等メンタルヘルスケアに必要な経費
- ・地域の日本人や外国人との交流を促進するための交流会開催等に必要な取組
- ・その他外国人介護職員の生活支援に必要なと考える経費

(4) 補助対象期間

原則交付決定のあった日から交付決定のあった日の属する年度の1月31日までとする。

ただし、やむを得ない事情から期間を超過する場合には、県と協議すること。

(5) 他制度の併給について

本事業による取組内容について、既に他制度で助成を受けている場合は補助対象としない。

第4 交付申請

1 本事業による補助を受けようとする者は、交付要綱第4条に定める申請書類を作成し、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

(1) 所要額明細書（別紙様式1）

2 交付要綱様式3「事業計画書」の記載内容は、次の事項を含むものとする。

(1) 事業の目的

(2) 事業内容

(3) 施設等ごとの在留資格別の支援対象者数

※ 外国人介護職員を雇用予定である場合は、雇用予定であることを証明する書面を添付すること。

第5 追加交付申請

1 交付決定を受けた後、外国人介護職員への支援計画の変更・追加等により、補助額の追加交付決定を受けたい場合は、交付要綱第7条の規定により補助金変更交付申請の手続を行う。

2 県は、当該事業の予算執行状況より、追加交付の可否を決定するものとする。

第6 実績報告

1 本事業に係る実績報告をしようとする者は、交付要綱第10条に定める実績報告書を作成し、次に掲げる書類を添付し提出するものとする。

なお、交付要綱様式10「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」は、消費税の申告の有無にかかわらず提出する必要があることから、提出可能な時点で漏れなく提出するようにすること。

(1) 精算額明細書（別紙様式2）

※ 経費が分かるもの（領収書等）を添付すること。

2 交付要綱様式9「事業実績報告書」の記載内容は、次の事項を含むものとする。

(1) 事業実施内容

(2) 施設等ごとの在留資格別の支援対象者数

- 3 本事業における交付要綱第 10 条の事業完了の日は、補助対象となる費用の支払いが全て完了した日とする。

第7 その他

- 1 交付決定前に支出した費用は補助対象としない。
- 2 交付要綱第 5 条に基づき、補助事業の内容又は 20%を超える経費配分の変更を行う場合や、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、必ず所定の申請を行うこと。

附 則

この要領は、令和 3 年 5 月 20 日から施行する。